

シリーズ
**マイナンバー
制度** Vol.10

行政管理課行政管理係
☎0824-73-1112

○マイナンバー制度に関するお問い合わせや
出前トークの申し込み

行政管理課行政管理係 ☎0824-73-1112

○通知カードや個人番号カードに関するお問い合わせ

市民生活課戸籍住民係 ☎0824-73-1157

○消費者ホットライン 局番なしの「188」

マイナンバー制度Q&A

Q マイナンバーは誰にでも提供してもいいのでしょうか。それとも人に見られてもいけない番号ですか。

A マイナンバーは社会保障、税、災害対策の分野の手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに他人に見せることはできません。これらの手続きのためにマイナンバーを提供することができる具体的な提供先は、市役所、税務署、ハローワーク、年金事務所、健康保険組合、勤務先、金融機関などが考えられます。

Q マイナンバー制度が始まると預貯金や資産まで行政の職員などに見られてしまうのですか。

A 平成30年を目途に預貯金口座へのマイナンバーの付番が始まる予定です。ただし、預貯金口座へマイナンバー

を付けることは義務ではなく、あくまで任意です。

利用目的も金融機関が破綻した時の自己資産保全に利用できたり、税務調査や生活保護などの資産調査で利用できたりすることに限られており、行政などが広く資産を把握するためではありません。

Q マイナンバーカード（写真入りのカード）の裏面にマイナンバーが書かれているのが心配です。レンタル店などに身分証明書として提示して大丈夫でしょうか。

A マイナンバーカードはレンタル店などでも身分証明書として広く利用が可能です。ただし、カードの裏面のマイナンバーをレンタル店などが書き写したり、コピーを取ったりすることはできません。こうしたことが起こらないよう、マイナンバーカードは、裏面のマイナンバーなどを隠すビニールケースに入れて交付されます。

Q マイナンバーカードは持ち歩いてもいいのですか。通知カードはどうですか。

A マイナンバーカードは身分証明書としても使用できるので、持ち歩いていただくことを想定しています。通知カードは紙のカードで、写真がないので身分証明書としては使用できません。マイナンバーの手続き以外での使用はできませんので、日ごろ持ち歩いていただく必要はなく、普段は大切に保管してください。

安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎0824・72・0110

1 振り込め詐欺被害の防止

広島県警察では、平成27年から「なくそう特殊詐欺被害・アンダー10作戦」として県内の被害総額10億円以下を目指し、各種の施策を実施しましたが、平成27年中の県内における被害総額は約14億円に達し、抑止目標を達成することができませんでした。

庄原警察署管内でも、「なりすまし詐欺（オレオレ詐欺）」などにより、総額約690万円の被害が発生しています。ことしも被害を抑止するため、「アンダー10作戦」の取り組みを引き続き推進しますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

2 インターネットに潜む危険性

携帯電話は非常に便利な反面、使い方によっては「犯罪被害にあう可能性」または「自ら犯罪を犯してしまう可能性」のあるものです。

子どもに携帯電話を持たせている家庭や今後持たせようと考えている家庭では、次のことに気をつけましょう。

●**家庭内のルール作り**

「ネットで知り合った人と直接会わない」「接続するサイトは保護者が管理」「利用時間は1日〇時間まで」など、携帯電話回線によるインターネット接続などについて、家庭で話し合っ「ルール作り」をしましょう。

●**フィルタリングサービスの利用**

携帯電話のフィルタリングサービスを利用して、有害サイトの閲覧をブロックしましょう。

※フィルタリングとは

一定の条件に基づいてデータなどを選択・排除する仕組みのこと

- 「現金送れ」「必ずもつかる」「名義を貸して」はすべて詐欺！
- 「即断」より「相談」！
- 不審な電話は警察に通報！

不審な電話がかかってきたら、一人ですぐに決めず、家族や周囲の人、警察に相談しましょう。

